

事務連絡

令和8年6月30日

関係団体 御中

デジタル庁 統括官付参事官事務代理（預貯金二法担当）
厚生労働省 年金局事業企画課長

公金受取口座未登録の年金受給者に対する意向確認
（「行政機関等経由登録の特例制度」）の実施について（周知依頼）

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、公金受取口座の登録による「迅速かつ確実な給付の実現」を図るため、マイナポータルを用いた手続に不慣れな方や金融機関へ手続に出向くことが難しい方であっても、簡易な手続で公金受取口座を登録できるよう、公金受取口座未登録の年金受給者（※1）に対し、登録に同意するか否かの意向確認（「行政機関等経由登録の特例制度」）を実施し、登録に同意する場合（みなし同意を含む）（※2）は、年金振込口座が公金受取口座として登録されることとなりました。

（※1）65歳以上の方が対象ですが、年金請求時に意向確認済みの方など、一部対象外となる場合があります。

（※2）同意する場合には特段の手続は不要ですが、同意しない場合には不同意申出書を提出いただく必要があります。

本年8月頃から来年2月頃までに順次、公金受取口座未登録の年金受給者に対して、意向確認書が送付されます（別添参照）。当該意向確認書は簡易書留郵便で送付されますが、年金受給者が介護施設等を居所等として登録している場合、意向確認書は介護施設等に送付されることとなるため、介護施設等におかれましても、本制度の実施についてご理解をいただいている必要があります。

つきましては、貴会におかれましては、本制度の実施についてご了知のうえ、貴会会員である介護施設等への周知など、意向確認書が利用者のお手元に届くようにご配慮いただきますようお願いいたします。また、介護施設等に周知いただく際には、利用者から介護施設等に問合せがあった場合には下記に記載の問合せ先をご案内いただきたい旨や、本制度のポスター（別紙）を介護施設等において掲示するなど本制度の周知につきご協力を賜りたい旨について、あわせてお伝えいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

<問合せ先>

●公金受取口座制度全般に係るお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

（フリーダイヤルがご利用できない場合 050-3816-9405）

音声ガイダンス 6番 公金受取口座

平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30

※ 年末年始を除きます。

●意向確認書に係るお問合せ

意向確認書照会専用フリーダイヤル（8月4日開設）

0120-74-0011

（フリーダイヤルがご利用できない場合 050-3524-7372）

月曜日 8:30～19:00

火曜日～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

※ 市区町村窓口や年金事務所窓口では対応していません。

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00までご相談をお受けします。

※ 第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

<関連資料一覧>

別紙 公金受取口座登録制度のお知らせ（ポスター）

別添 意向確認書一式

（ご参考）

公金受取口座登録制度について

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration

意向確認（行政機関等経由登録の特例制度）について

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/pension

以 上